

平成28年度診療報酬改定では、これまでの「退院調整加算」が廃止され、「退院支援加算(1~3)」が新設されることとなりました。従来の退院調整加算に基づいて施設基準を厳格化し、退院支援体制を評価する加算として注目されています。

退院支援・退院調整の仕組が病院に根づくことによって、在院日数の短縮および地域包括ケアの推進につなげていくことが目的となっています。

- (新) 退院支援加算1
 - イ 一般病棟入院基本料等の場合 600点
 - ロ 療養病棟入院基本料等の場合 1,200点
- (改) 退院支援加算2
 - イ 一般病棟入院基本料等の場合 190点
 - ロ 療養病棟入院基本料等の場合 635点



【算定要件・施設基準】

	退院支援加算1	退院支援加算2
退院困難な患者の早期抽出	3日以内に退院困難な患者を抽出	7日以内に退院困難な患者を抽出
入院早期の患者・家族との面談	7日以内に患者・家族と面談	できるだけ早期に患者・家族と面談
多職種によるカンファレンスの実施	7日以内にカンファレンスを実施	カンファレンスを実施
退院調整部門の設置	専従1名(看護師又は社会福祉士)	専従1名(看護師又は社会福祉士)
病棟への退院支援職員の配置	退院支援業務等に専従する職員を病棟に配置(2病棟に1名以上)	
医療機関間の顔の見える連携の構築	連携する医療機関等(20か所以上)の職員と定期的な面会を実施(3回/年以上)	
介護保険サービスとの連携	介護支援専門員との連携実績	

医療保険、介護保険、自立支援制度の疑問に答えるためのメール(chiba_ot@yahoo.co.jp)での問い合わせ、掲示板でのQ&A 掲示を行っています。素朴な疑問から専門的な疑問まで気軽に質問して頂ければと思います。質問の際はご所属、お名前、ご連絡先(メールアドレス又は電話番号)の記載をお願いします。(内容によってはお答えできない場合がございます。また、保険算定については地域差もありますのでご了承の上ご質問ください。)